

平成 30 年度

事業計画書



つないで人の輪 地域の和

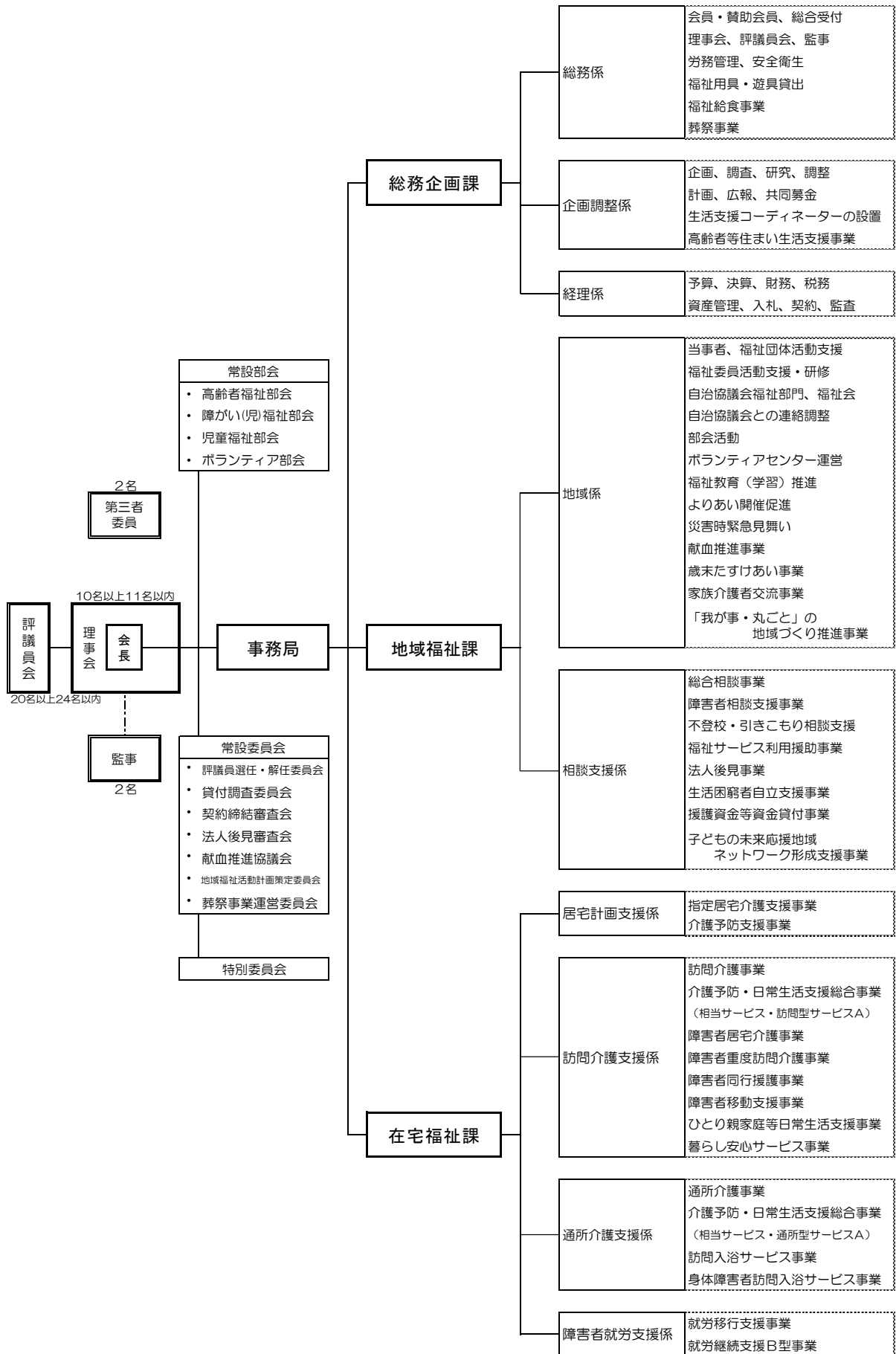
社会福祉法人 うきは市社会福祉協議会

— 目 次 —

うきは市社会福祉協議会組織図	1
平成 30 年度事業計画	
運営理念・基本目標・活動方針	2
総務・企画部門	3
地域福祉部門	6
在宅福祉部門	12

うきは市社会福祉協議会組織図

平成30年4月1日



運 営 理 念

1. 住民の皆さまの色々な声をしっかり聴きとり一緒に考えます。
2. より多くの住民皆さまと力を合わせて福祉のまちづくりを実現します。
3. サービスの質を高め在宅福祉を充実します。
4. 行政等では対応できないことでも住民皆さまと共に取り組んでいきます。
5. 地域の皆さまに積極的に福祉の情報を提供します。

基本目標『誰もが幸せに暮らせるまちづくり』

平成 30 年度活動方針

地域共生社会実現に向けた「福祉のまちづくり」

今般、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきたことを受け、国は子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱し、社会福祉法の改正を行うと共に関係通知を発出しました。

この中で、住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みる体制づくりを支援することが示され、その体制づくりの中心的相談・支援機関の一つとして社協の名が掲げられています。

このことは、社協の役割と具体的な事業・活動への期待が一層高まっていることを示していると言えます。

本会では、うきは市において展開している地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業に主体的かつ積極的にかかわると共に、地域支え合い推進員を配置し、「地域包括ケアシステム」における市全域を範囲とする第1層協議の場への参画、生活圏域を範囲とする第2層協議の場づくりの支援などを行ってゆきます。

併せて、平成 29 年度に市と一体的に策定した「第 3 期地域福祉計画・地域福祉活動計画」（計画期間平成 30 年度から平成 34 年度）に基づき、既存の事業・活動の活性化やさらなる展開を図り、計画的に事業を実施し、本会の基本目標である『誰もが幸せに暮らせるまちづくり』の実現のため、地域住民皆さまと共に歩んで参ります。

そのため、地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開として、

1. 小地域（より身近な圏域）における住民主体による福祉活動の推進と支援
2. 市圏域における総合相談・生活支援体制の整備
3. 高齢者のみならず障がい者、子どもなど生活上の困難や複合的課題を抱える方への包括的な支援体制の構築
4. 社協組織体制や職員の役割分担の見直しを含めた局内の連携体制の整備

に取り組みます。

平成30年度の部門ごとの主な事業・活動内容は以下の通りです。
なお、説明の横の◆は新規事業となっています。

— 総務・企画部門 —

■重点項目

- 社会福祉法及びその他関係法令に則り、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化に努め、地域住民の一層の信頼を得ることを図ります。
- さまざまな機会、媒体を通じ「社協の見える化」を進め、広く市民の社協活動への理解をいただく努力を行い、浄財の確保と社協会員拡大を図ります。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、市・自治協議会・さわやか福祉財団と協働し、うきは市第1層協議の場始動と合わせ、地域における「協議の場」作りに向けた勉強会を引き続き開催していきます。
(5ページ8参照)
- 地域福祉活動や在宅福祉事業など社協の取り組みの中から見えてくる多様なニーズを解決するため、地域における公益的な取り組みについて、各部門と協働し研究・実施していきます。
- 公益事業（葬祭事業）については、利用者へ明朗で分かりやすい低額な料金設定と親切丁寧な対応により安心感をお届けすると共に、住民への周知を図り、安定した経営が継続出来るよう事業の推進を行います。
- 赤い羽根共同募金運動の啓発及び活性化を図るため、地域住民や関係機関・団体の理解と共感を得た「募金運動」を目指していきます。
- 人材確保の困難さを踏まえ、雇用管理の改善（向上）を行い、職員育成と職員体制の充実を図ります。

■事業

1. 法人運営事業

- 住民主体による経営と実践
 - ・理事会（年6回程度） 評議員会（年2～3回程度） 正副会長会（年8回程度）
 - ・評議員選任・解任委員会（年1回程度）
 - ・新任役員、評議員の研修の実施
 - ・役員の県社協等主催研修会への参加
- 法人の健全経営
 - ・社会福祉法その他関係法令、内部諸規程に則った適切な経営
 - ・顧問税理士の助言及び社会福祉協議会モデル経理規程に則った適切な財務・会計事務
 - ・顧問社会保険労務士の助言による適切な労務管理
 - ・職員安全衛生推進委員会による働きやすい職場環境づくり
 - ・監事による定期監査（年5回）
 - ・第三者委員による苦情相談会開催（年6回、えびね荘、水月吉井との共催）

財政基盤の強化

- ・ 社協会員の拡大…地域や関係団体への説明の機会を設け、会員加入促進を図る

職員育成と職員体制の充実

- ・ 人材確保に向けた雇用管理の改善（向上）
- ・ 研修計画に基づいた職員育成研修の実施
- ・ 職員の福祉資格取得促進
- ・ 専門職員配置の充実

2. 各部門の総合調整、活動支援

管理職会議（月1回）

緊急災害時の内部対応訓練

部門間連携・協働の充実

3. 福祉給食事業

食の自立支援事業（市受託）

一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の方々に、安心・安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の増進を図ります。また、配食時の安否確認の徹底と、関係機関との連携により、安心して在宅生活が継続できるよう支援します。

あったか宅配サービス（制度補足サービス）

市の「食の自立支援事業」を利用していたが中止となった方や、申し込みをしたが該当しなかった方で、食の確保が必要と認められる方に、健康で自立した生活を送ることが出来るよう支援していきます。

4. 管理・経営（指定管理）

施設の目的に従って利用促進が図られるように努めます。

うきは市総合福祉センター

5. 福祉車両、福祉用具、遊具の無料貸出事業（地域福祉部門との協働）

老人クラブ奉仕部、ボランティアの協力による福祉用具の整備点検

6. 公益事業（葬祭事業）

誰しも訪れる死に対し、華美な飾り付けや出費をあおらず、荘厳で丁寧な葬儀を低額で提供していきます。また、広報や地域会合を通して社協の葬祭事業について、市民への周知を図ります。

自宅、集会所、寺院での葬儀の実施

斎場葬の実施…うきは斎場（本館ホール、本館和室、別館）

- ・ 無料送迎バスの実施

- ・ 無料朝食提供の実施

葬祭事業運営委員会（年2回程度）

- ・ 委員会の評価・提言をもとに、低額でより良い福祉葬儀を実施します。

葬祭事業の周知

- ・ 地域の会合・視察、広報誌への折込チラシ等による啓発を行い、運営の充実を図ります。

7. 調査・企画・広報事業

行政や関係機関より福祉に関する統計情報（データ）を収集し、うきは市の福祉の全体像を把握すると共に、福祉座談会や各部会活動・アンケート等を通して福祉課題を拾い上げます。

また、広報やホームページなど様々な媒体により地域福祉の情報を発信し、啓発活動を行い、社協の見える化を推進します。

- 「ふくしのかわら版」を活用したアンケートの実施
- 年次調査統計要覧の作成
- 社協だより「ふくしのかわら版」の編集発行（年 12 回）
- ホームページの管理・運営
- フェイスブック・ツイッターの管理・運営
- 広報車・防災無線（行政放送）の活用

8. 介護予防・生活支援体制整備事業（市受託事業）（地域福祉部門との協働）

うきは市、公益財団法人さわやか福祉財団との包括的な連携のもと、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を2名配置し、地域包括ケアシステムの構築に向け、自治協議会等と協働し、地域における「協議の場」づくりのため、引き続き地区単位での勉強会を開催していきます。さらに、勉強会が終了した地区より、暫定的な第2層協議の場（生活圏域を範囲とする話し合い場）へ移行し、介護予防・生活支援活動の充実に向け、話し合いの場を進めていきます。

また、うきは市全体の話し合いの場である、第1層協議の場に参画し、関係者間の情報の共有化を図ると共に、ネットワーク構築に向けたコーディネートを行い、介護予防・生活支援体制の整備を推進していきます。

- 地域に不足するサービスの創出支援
- 市との協働による「協議の場」作りのための勉強会の開催
- 暫定的な第2層協議の場への支援
- 関係機関、地域の事業所、当事者団体との連絡調整
- 市が開催する第1層の協議の場への参画
- 地域ケア会議への参加

9. 高齢者等住まい・生活支援事業（市受託事業）

モデル事業終了後の継続事業として、地域包括ケアシステムの基礎となる「住まい」や生活支援に関する相談受付を行い、社協各部署間及び関係機関との連携により、うきは市でいつまでも安心して暮らせる体制作りを目指します。

また、相談拠点は引き続きつどいの場「かわはらさんち」とし、高齢者を含め地域住民が気軽に立ち寄れる居場所として運営します。

- ◆高齢者等の住まいや生活支援に係る相談窓口の開設（相談員の配置）
- ◆相談拠点のつどいの場「かわはらさんち」の運営

10. 地域公益活動についての研究・実施（地域福祉部門・在宅福祉部門との協働）

地域福祉活動や在宅福祉事業など様々な社協の取り組みの中から見えてくる新たなニーズや既存の制度では解決できない課題を解決するため、地域における公益的な取り組みについて研究し、実施して行きます。

- 地域の課題解決に向け、各課と連携し、課題解決に向けた方策（サービス）を研究し、実施します。
- ふくおかライフレスキュー事業（生活困窮者等への緊急支援）の実施

11. 市内の社会福祉法人との連絡調整・協働

- 社会福祉法人連絡協議会（9 法人）との連携による研修会等事業の実施
- 各法人の職員代表による社会貢献プロジェクト委員会にて具体的な地域公益活動の研究、実施

12. 福岡県共同募金会 うきは市支会の事務（受託）

- 理事会（年3回程度）
- 住民の共同募金への信頼の確保や募金の見える化
- 共同募金運動推進協議会（9月）
- 赤い羽根共同募金運動（10月1日～12月31日）
 - ・募金期間中の各種イベントへの出店や寄付つき商品の開発・頒布・赤い羽根自販機の設置を通じて募金活動の啓発及び活性化を図ります。
 - ・学校や民生委員、受配団体等協力のもと、街頭募金や事業所募金の推進に努めます。
- 歳末たすけあい運動（12月1日～12月31日）
- 赤い羽根だより（3月発行）
- 災害義援金の受付・取次ぎ

— 地 域 福 祉 部 門 —

■ 重点項目

- 地域共生社会の実現に向け、昨年度より新たに始まった我が事丸ごとの地域づくり推進事業と生活支援体制整備事業を連動させ、地域の課題の把握（福祉小座談会）・解決に向けた重層的な住民主体の体制（福祉会・第1層・第2層の協議体）整備や活動を推進し、高齢、障がい、生活困窮等対象を問わず包括的に支援する体制を住民と協働し構築することにより、誰もが安心して最後まで暮らせる地域づくりを推進します。
- 社会的孤立や経済的に不安定な方を支援するため、生活困窮者自立支援事業により、生活リズムの改善やコミュニケーション訓練・就労訓練・居場所づくりなどを行うと共に、生活困窮状態からの早期脱却・社会的自立を支援します。
- 子どもの学習支援及び、不登校・ひきこもり支援、また昨年度新たに始まった社会的・経済的貧困状態にある小学校低学年を対象として行う、社会的相続等の獲得のための支援を、関係機関と連携し情報を共有すると共に、訪問や相談対応を強化し、伴走型の支援を進めて行きます。
- 判断能力が十分でない等の理由で、高齢者や障がい者等が不利益を被らない様に、その方の財産管理・身上監護を行い権利を擁護する事を目的に、社協が受任する法人後見に於いて、支援活動を行う市民後見人の普及・啓発を推進します。

■ 事 業

1. 部会研究事業

地域福祉の増進を図ることを目的に、専門事項について常時研究活動を行います。

- 高齢者福祉部会
- 障がい者(児)福祉部会
- 児童福祉部会
- ボランティア部会

2. 連絡調整事業

当事者団体・福祉団体をはじめ行政や関係機関との連携を図り活動を推進します。

- 行政・社協事務担当者連絡調整会議
- 民生委員児童委員協議会代表委員会・定例会
- 両筑地区社会福祉協議会連絡会
- 筑後地区高齢者・障害者支援連絡協議会
- 県南地区社会福祉協議会連絡協議会
- うきは市在宅医療推進事業協議会
- うきは市地域障害者協議会・部会
- うきは市要保護児童対策地域協議会

- うきは市地域福祉計画審議会
- うきは市一人暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会
- うきは市不登校・ひきこもり対策相談支援事業サポート協議会
- その他福祉関係諸機関・諸団体との連絡調整会議

3. 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

生活困窮状態にある方（社会的孤立や経済的に不安定な方）の、社会的孤立解消や社会的自立に繋がるように、社協独自の事業やその他の相談機関、社会資源と連携しながら、相談者の生活困窮状態からの早期脱却を支援します。

- 自立相談支援事業：生活困窮状態にある方の様々な相談に応じ、相談者との信頼関係を築きながら、本人や家族の抱えている課題を整理・分析します。また、問題解決するために本人が改善すべき点や必要とする支援サービスが分かるように自立支援計画を策定し、関係機関と連絡調整を行いながら、生活困窮状態からの脱却と社会的自立を支援します。
- 就労準備支援事業：就労し自立を目指す相談者に対し、生活リズムの改善や対人コミュニケーション訓練、居場所づくりなどの生活支援を行います。また、内職作業訓練（内職シェアステーション Coccoconne の運営）、施設外就労体験、就職検索活動支援など就職に結びつための取り組みを支援します。
- 家計相談支援事業：家計収支に関する課題の評価・分析を行い、家計表の作成など、家計に関するきめの細かい相談支援を実施します。
- 子どもの学習支援事業：生活困窮状態・生活保護を受給している、あるいはひとり親家庭で生活している世帯の中学生を対象にして学習支援を行います。単なる学習の場としてではなく、子ども達の居場所作りや、将来へのモデル像(大学生・社会人ボランティア)との交流を行い、子ども達目線での将来的な自立に向けたサポートを行います。

4. 福祉サービス利用援助事業（市受託事業）

判断能力が衰えても、高齢者や障がい者が地域で安心して過ごせるように、本人との契約により金銭管理等の支援を行うと共に、生活を側面から支援し本人の権利を守ります。

- 福祉サービス利用援助サービス、金銭管理サービス、保管サービス
- 生活支援員の養成 契約締結審査会

5. 成年後見事業

判断能力が不十分で身寄りがないなどの理由により、市長申立ての対象となる方を、主な対象に受任し、本人の財産管理や身上監護・介護サービスの契約等の支援及び権利擁護を行います。

- 成年後見人の受任 法人後見審査会
- 成年後見センター設立の研究
- 市民後見推進事業（市受託）

市民後見人養成講座フォローアップ研修の開催、市民後見人普及・啓発講座の開催。

6. うきは市障害者相談支援センター

(1) 障害者相談支援事業（市受託事業）

障がいを持った方やその家族からの日常生活全般に係る相談に応じ、必要な情報の提供や、専門機関と連携することで障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るように支援します。

□相談支援事業：障がい者（児）の様々な相談に応じ地域での生活を支援します。

□相談支援機能強化事業：専門的知識を持った相談員の配置を行い相談・支援体制の強化を図ります。

□障害支援区分認定調査

□療育相談、就労相談：関係機関と連携し、専門相談日を開設します。

□点字・声の広報等発行事業：視覚障がい者用録音物、郵便物貸出。

(2) 指定相談支援事業

障がい者（児）が地域で安心して生活できるように、施設・病院・関係機関等との連絡調整を行い福祉サービスの利用計画を作成します。

□指定特定相談支援事業（市指定）

障がい者（児）の居宅サービス利用計画の作成

□指定障害児相談支援事業（市指定）

障がい児の通所サービス利用計画の作成

□指定一般相談支援事業（県指定）

障がい者の施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行する際の支援（地域移行支援）及び移行後（地域定着支援）の支援を行い、地域生活の安定を図ります。

(3) 障害者社会参加促進事業（市受託事業）

「ほっとスペースうきは」の開館：月～金曜日

□障がいを持った方の交流やつどいを目的としたスペースとして活用すると共に、相談支援を行います。

7. 不登校・引きこもり対策相談支援事業（市受託事業）

長期間学校に行けない不登校の生徒や、社会との接点を無くしているひきこもりの方と、その家族を対象とした専門相談窓口として相談対応すると共に、訪問支援やフリースペースの活用により、より深く本人の想いに寄り添った支援を行います。

□相談支援：本人、家族等の相談に応じ適切な助言を行うと共に、適切な関係機関へ繋がります。

□情報交換会：関係機関等との情報交換を行い、対象者の支援の状況把握に努めると共に、適切な支援方法についての検討を行います。

□相談室兼交流スペースの開館：月～金曜日

□啓発活動：セミナーの開催、社協だよりへの掲載

□当事者グループの育成

□学習支援

8. 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業（市受託事業）

ひとり親家庭や経済的に困難を抱えている家庭の子どもや、貧困により課題（孤食等）を抱えている子ども（小学生）に対して、学習の機会の確保や学習習慣、生活習慣の定着

を支援する場として「居場所」を提供すると共に、支援が必要な子及びその親に対して、将来の自主・自立に向けた支援を行います。

- ◆ネットワーク協議会の開催（年4回）
- ◆実務者会議の開催（随時）
- ◆学校・関係機関との連携
- ◆フードバンク福岡との連携

9. ふれあいのまちづくり推進事業（市補助事業）

地域住民の参加と行政や福祉施設等の関係機関との連携のもと、地域に即した創意工夫により具体的な課題に対応し、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、支え合う地域づくりを推進します。

(1) 総合相談・援助

- 心配ごと相談（週2回）
- 弁護士無料法律相談（年12回）
- 司法書士無料法律相談（年12回）
- 第三者委員苦情相談（年6回）
- 相談員研修会

(2) 地域生活支援事業

把握されたニーズを有する住民、世帯等に対し、生活支援のためのネットワーク等を形成し、見守りから具体的な課題の対応まで幅広い分野にわたる生活支援を継続的に実施します。

ア、生活支援ネットワーク等の形成

地区自治協議会（福祉部門）と連携し、地区の地域福祉推進活動を支援します。

- 地区自治協議会（福祉部門）連絡会
- 福祉委員活動推進
- 福祉委員研修会（自治協議会福祉部門）
- 福祉委員だより「福祉委員かわら版」の発行
- よりあい活動支援（職員・コーディネーター派遣等）
- 一人暮らし高齢者等見守り支援・活動推進
- 民生委員・福祉委員懇談会の開催

(3) 住民参加による地域福祉事業

ア、地域の実状に応じた住民参加による地域福祉活動の実施

- 地域福祉活動普及啓発（当事者、関係者、住民啓発）
- 家族会支援

イ、在宅高齢者・障がい者に対する福祉サービス

- 福祉用具無料貸出
- あったか宅配サービス

ウ、児童・青少年の健全育成に関する事業

- うきは絆プロジェクト活動

エ、高齢者、障がい者、児童、青少年の社会参加に関する事業

- 社会参加促進交流（集い・ふれあい促進）

オ、ボランティア活動の推進

- ボランティア活動の啓発・育成
- ボランティア講座の開催
- よりあいコーディネーター派遣・育成
- ボランティアセンター運営
- ボランティアコーディネーター配置（相談受付、活動の需給調整等）

カ、災害緊急支援活動

- 災害ボランティアセンター整備

- 災害ボランティアセンター設置・運営訓練
- 災害ボランティア養成訓練
- 災害時要配慮者に対する市との連絡調整
- 災害ボランティアセンターマニュアルの随時見直し

10. 共同募金配分金事業

住民の皆様から寄せられた共同募金の配分金をもとに、様々な福祉活動を支援します。

(1) 福祉教育に関する支援

- 福祉体験学習の実施
- 福祉教育読本「ともに生きる」配布
- 福祉教育推進指定校事業（全小中学校）
- 福祉教育推進指定校連絡会

(2) 高齢者への支援

- 老人クラブ連合会への支援・助成
- 地区一人金婚式開催への助成
- 高齢者安心カード作成・配布
- 金婚祝福の会

(3) 児童・青少年福祉に関する支援

- 母子寡婦福祉会への支援・助成
- 子育て支援団体・育児サークルへの支援・助成
- 新入学児童お祝品贈呈
- 保護司会青少年弁論大会への支援・助成

(4) 障がい者・家族への支援

- 障がい者団体への支援・助成
- 障がい者福祉問題の啓発

(5) 住民全般に関する事業

- ボランティア活動団体支援・助成
- 社協だより「ふくしのかわら版」の発行（総務企画課協働）
- 福祉委員だより「福祉委員のかわら版」の発行
- 地域憩いの広場新設・修理助成
- 低所得者への支援（食料品等の支給）
- 火災等災害被災者へのお見舞い

(6) 歳末たすけあい配分事業に関すること

- 年末見舞金の配布
- 年末年始地域援助活動助成

11. 資金貸付事業

低所得世帯及び経済的困窮者等に対して、資金の貸付や適切な助言指導を行うことによつて、困窮状態の緩和や世帯等の自立を支援します。

- 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）
- 育英奨学資金貸与事業
- 援護資金貸付事業
- 貸付調査委員会

12. たすけあい献血推進事業（市受託事業）

地域住民による愛のたすけあい献血運動の推進を図ります。

- 献血推進協議会
- 年頭たすけあい献血
- 地域献血
- 事業所献血
- 学校献血（浮羽究真館高校）
- 献血運動推進啓発活動（啓発ビデオ活用、PR 資材の配布・掲示）

13. 家族介護者交流事業（市受託事業）

家庭で寝たきりや認知症高齢者を介護している家族を支援します。

- 介護者の会への支援
- 在宅介護者リフレッシュ事業、介護者のつどい

14. 移送サービス支援事業（市補助事業）

障がいなどにより公共の交通機関を利用することが困難な方に対し、通院や買物等への移動支援を実施し、身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的に活動している会員制互助組織「ハンディ移送サービスうきは」に対して、福祉車両の貸与や需給調整などの活動支援や助成を行います。

- 無償運送サービス活動「ハンディ移送サービスうきは」への活動支援・助成

15. 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業（市受託事業）

地域のつながりが弱まり複数の分野にまたがる課題を抱える住民が増えているなか、住民同士のつながりや支え合いの意識を高め、地域共生社会の実現を図るため、地域での情報共有の場（小座談会）の開催、解決に向けた組織体制（福祉会）の設置及び、活動推進を目指します。

- 福祉小座談会の開催
- 福祉会活動運営助成
- 福祉会の設置・活動推進
- 新規福祉会活動助成
- 福祉会研修会の開催
- 生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業等他事業との協働

— 在宅福祉部門 —

■重点項目

- 平成30年より介護保険制度改正・報酬改定が行われました。改正された制度に沿って、適正なサービスの提供及び、事業の継続ができるよう対応します。
- 総合事業では、要支援者の訪問介護・通所介護の報酬額が低く設定されており、採算が取りにくい事業ではありますが、利用者にとってサービスの空白を作らないためにもサービス提供を継続します。
- 障害者総合支援法により、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、平成30年度より改正された制度内容に沿って、適正なサービスを提供します。
- 介護保険事業、社協独自事業（制度を補足するサービス）等の在宅福祉サービスを実施し、地域包括ケアシステムの一翼を担っていきます。
事業実施に当たり、既存の制度やサービスで対応できない場合、関係機関等と十分協議し、新たなサービスの研究、試行、実施を検討していくと共に、必要に応じて行政等に施策の要望を行います。

■事業

1. 居宅計画支援事業（うきは市ケアプランサービスセンター）

利用者・家族の意向を踏まえ、自立支援を目指すサービス計画を作成します。

- (1) 介護保険事業
 - 指定居宅介護支援事業
- (2) 介護予防支援事業（浮羽医師会受託）

2. 訪問介護支援事業（うきは市ヘルパーステーション）

サービス計画に沿った個別支援計画を作成し、利用者の自立につながるサービスを提供します。

- (1) 介護保険事業
 - 指定訪問介護
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービス A
- (3) 障がい福祉サービス事業
 - 居宅介護 同行援護 重度訪問介護 移動支援事業（市受託）
- (4) ひとり親家庭等日常生活支援事業（市受託）

3. 通所介護支援事業（うきは市デイサービスセンター）

通所介護では利用者、家族の要望に沿って、サービス提供時間の延長など柔軟な対応を行います。

- (1) 介護保険事業
 - 指定通所介護
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 介護予防通所介護相当サービス 通所型サービス A
- (3) 身体障害者訪問入浴サービス事業（市受託）

4. 障害者就労支援事業（ワークサポート 白鳥の家）

就労移行支援事業

- ・一般就労に向けて訓練や職場実習を行うと共に職場実習先やトライアル雇用先の開拓を行います。
- ・就職した利用者の職場定着を図るため、就職先を訪問し、相談に応じるなど継続した支援を行います。
- ・就職された方を含め利用者の休日の過ごし方・買物・公共交通機関利用などの訓練を行い、生活面及び社会性の向上支援を行います。

【訓練内容】

- * 就労に必要な知識、能力を向上させるための訓練（面接訓練、作業持続訓練等）
- * 生産活動（名刺印刷、業者下請け作業）
- * 求職活動支援（職場実習、ハローワークへの登録支援）
- * 職場定着支援（就職した利用者の訪問支援）

就労継続支援B型

- ・働く機会や社会参加等の機会を提供すると共に、訓練・相談を通じて日常生活の支援を行います。
- ・目標工賃達成計画を策定し、利用者の工賃の増額と安定的な支給が出来るよう生産活動の拡充と販路の開拓を行います。
- ・作業棟（旧労働会館）の建て替え検討します。
- ・送迎サービスを実施し、家族の負担を軽減します。

【生産活動内容】

- * アルミ回収作業（ボランティアの協力を得て行います。）
- * 企業からの下請け作業
- * 自主製品の製作販売・・・牛乳パック再生椅子、楠チップ消臭剤、小物作り
- * スワンショップ・・・・・・・・日用雑貨品の販売

- *パンの家スワンベーカーリー・・・パンの製造販売、喫茶ルーム（集いの場）
- *喫茶『あひるの子』（うきは市民センター2階）・・・コーヒー、パン等の販売

5. 制度補足サービス事業

介護保険制度など法定事業の範囲では対応できないサービスについて、利用者や家族、介護支援専門員等の要望に応じ、社協独自のサービス提供を行います。

□暮らし安心サービス（うきは市ヘルパーステーション）

日常生活援助サービス（調理、洗濯、掃除、買物等）、身体介護サービス（通院介助、排泄介助、食事介助等）を提供し、自立した在宅生活を送れるよう支援します。

□訪問入浴サービス（うきは市デイサービスセンター）

自宅で入浴が困難な寝たきりの高齢者等を対象に、移動入浴車で訪問し、居宅での入浴サービスを提供し、身体の清潔保持と介護者の負担軽減を図り、在宅生活を送れるよう支援します。

6. 連携・協働事業

□うきはブロック介護サービス事業連絡会に加入し、サービス事業者間の情報交換、研修会等に参加し、事業者間の連携と職員の資質向上に努めると共に、連絡会の事務局として、連絡調整等の役割を担っていきます。

□浮羽医師会との医療と福祉・介護の連携のあり方研究活動を継続します。